

丹波篠山市上下水道料金システム構築業務

公募型プロポーザル方式実施要領

丹波篠山市上下水道部

## 1 目的

この要領は、丹波篠山市上下水道部経営企画課（以下、「発注者」という。）が丹波篠山市料金システム構築業務（以下、「本業務」という。）において、丹波篠山市上下水道事業に最も適した料金システムを導入する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

丹波篠山市上下水道料金システム構築業務

### (2) 業務内容

別添の丹波篠山市上下水道料金システム構築業務標準仕様書及び機能要求書のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

令和4年4月1日から実稼働を予定としている。また、実稼働までに2ヶ月間程度、現行システムとの並行稼働期間を設けること。

### (4) 業務見積上限額

**32,340,000円**（消費税込）を上限とする。

この金額は本業務契約時の予定価格を示すものではない。本業務に係る見積書を提出する際は、この金額を超えてはならないことに留意すること。この金額は導入費用に対する上限金額であり、維持運用費用及び移行データ抽出費用は含めない。また、料金システム稼働後の保守等については、本業務受託者と別途随意契約する。

## 3 参加資格

(1) 丹波篠山市の令和2年度、3年度入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 上記(1)の登録について、委託業務の「電算業務-システム開発・保守・データ処理」に当該業務を含めていない場合は参加申込み期限までに変更申請を丹波篠山市役所行政経営部管財契約課で行うこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

(4) 参加申込書受付を開始する日以降に丹波篠山市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽が無いこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。または、これらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生もしくは再生計画の認可決定を受けていること。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

- (8) 丹波篠山市暴力団排除条例(平成24年篠山市条例第24号。以下、「条例」という。)第2条第1項第1号から第3号に該当しないこと。
- (9) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得しており、個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (10) 丹波篠山市と同等またはそれ以上の規模の事業者(給水人口4万1人以上)において、料金システムの導入実績があること。
- ※(3)～(9)について、提案業者と料金システム製造業者が別の場合は、そのどちらともが該当すること。

#### 4 日程

受託候補者選定までの日程については下記のとおりとする。なお、この日程はあくまで予定であり、都合により変更する場合がある。

項目	日程
①参加募集の公告	令和3年6月21日(月)
②参加募集要領等の公表・配付・申込受付期間	令和3年6月21日(月)から 令和3年7月2日(金)まで
③参加資格審査結果通知(様式第5号) (技術提案書等提出要請書送付)	令和3年7月5日(月)
④質問受付期間	令和3年7月5日(月)から 令和3年7月14日(水)まで
⑤質問に対する回答	令和3年7月21日(水)
⑥技術提案書等提出締切 (参加資格審査結果通知書送達後から受付)	令和3年8月6日(金)
⑦受託候補者の選定(プロポーザルによる デモンストレーション・プレゼンテーション・ヒアリング等実施)	令和3年8月中旬から8月下旬の予定
⑧選定結果の通知	プロポーザル実施後1週間以内
⑨委託契約の締結	令和3年9月下旬

#### 5 参加に関する手続き等

##### (1) 参加申込書、仕様書の配布方法

①配付場所 丹波篠山市発注者において、この告示の日から配付する。

※応募書類は、丹波篠山市ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/jogesuidoubu/keieikikakeie/index.html>

②配付期間 令和3年6月21日(月)から令和3年7月2日(金)まで

(2) 提出書類及び部数

提出書類	部数	備考
①参加申込書（様式第1号）	各1部	参加を希望する場合は、必ず提出。
②導入実績調書（様式第2号）		
③暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）		
④参加資格で掲げる資格を有することが確認できる書類		
⑤会社の概要書・財務諸表類または決算報告書（過去3年間）商業登記簿もしくは履歴事項全部証明書（写し可 任意様式 過去3年間程度）		
⑥法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（直近1年分 写し可）		
⑦84円切手を貼付し、返送先を記入した長形3号封筒（参加資格審査結果通知用）	1枚	
⑧技術提案書（任意様式）	6部	提案への参加が認められた者のみ提出。
⑨見積書及び内訳書（任意様式）	1部	
⑩機能要求書（指定様式）	1部	
⑪カタログ及び会社概要（任意様式）	6部	
⑫参加辞退届（様式第4号）	1部	参加を辞退する者のみ提出。

(3) 提出期限及び提出方法

①から⑦までについては、令和3年6月21日（月）から令和3年7月2日（金）までに、下記に持参または郵送とする。郵送の場合は提出期限に必着のものまでを有効とする。

⑧から⑫までについては、提案の参加が認められた者に別途通知する。

なお、提出後における内容変更、差替えまたは再提出は認めない。

(4) 問合せ先及び書類提出先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市役所上下水道部経営企画課営業係

TEL：079-552-5094 FAX：079-552-5097

E-mail：keieikikaku\_div@city.sasayama.hyogo.jp

(5) 提出書類作成上の留意事項

- ①共通事項 任意様式以外は全て所定の様式で作成すること。
- ②会社概要 ISO 等の他、本業務に関する登録・資格がある場合は、登録証等の写しを添付すること。

(6) 参加資格の結果通知

- ①参加申込書の提出を受け、参加資格審査を行い令和3年7月5日付で参加資格の有無の結果について、様式第5号の参加資格審査結果通知(以下、「審査結果通知」という。)の送付を行う。
- ②参加資格有と認めたものについては、審査結果通知に技術提案書等提出要請書を同封して送付を行う。
- ③参加資格無と認めたものについては、審査結果通知にその理由を付して送付する。
- ④上記③の理由については令和3年7月9日(金)までに、無資格者の説明請求を行うことができる。説明請求は書面(A4縦型横書で任意様式)にて発注者に持参または郵送すること。(郵送の場合は令和3年7月9日(金)必着)

(7) 質問及び回答

- ①受付期間 令和3年7月5日(月)から令和3年7月14日(水)まで(土日祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ②提出方法 質問書(様式第6号)にて、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に上下水水道部経営企画課に連絡をすること。
- ③回答日 令和3年7月21日(水)
- ④回答方法 参加申込者全てに電子メールにて回答する。

(8) 参加辞退

参加申込書受付後、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第4号)を発注者に持参または郵送すること。

6 提案への参加が認められた場合の提出書類等

- (1) 提出締切 令和3年8月6日(金) 17:00まで
- (2) 受付方法 後述に掲げる提出書類を発注者に持参または郵送にて提出すること。(郵送の場合は令和3年8月6日(金)必着)
- (3) 提出書類 上記5-(2)の表の内、⑧から⑩まで
- (4) 技術提案書 実施要領、標準仕様書及び機能要求書の内容を踏まえて作成すること。
  - ①提案書は、1事業所で1提案とする。原則A4判で作成すること。必要に応じてA3判も可とするがA4判への折込をすること。

- ②一般的に難解な専門用語は使用せず、システムに詳しくない者でも理解できる平易な表現にて作成すること。
- ③技術提案書は、図面等を含めて40ページ以内とする。なお、A3判の用紙は2ページとしてカウントし、表紙及び目次はページ数に含まない。
- (5) 技術提案書記載順 技術提案書の記載順については以下のとおりとする。
- ・会社概要等
  - ・機器等の構成
  - ・システム運用等
  - ・実施体制等
  - ・運用・保守
  - ・システムの拡張性
  - ・データ移行について
  - ・その他

## 7 見積書（任意様式）

### (1) 見積書の様式

- ① 表紙に業務名称（丹波篠山市上下水道料金システム構築業務）と住所・商号または名称・代表者職氏名を記載すること。
- ② 業務毎の日数及び人員数を記載すること。
- ③ 原則A4判とするが、必要であればA3判も可とするがA4判への折込をすること。
- ④ 「値引き」「調整額」等による一括計上を行わないこと。

## 8 機能要求書

機能要求書を表紙の記入要領に従って記入したものを提出すること。また、機能仕様書（Excel）のデータをCD-ROMに収めたものを提出すること。

## 9 カタログ及び会社概要

カタログ及び会社概要を記した資料があれば6部用意して提出してもよい。（任意提出）

※必要に応じ、提案書全員に対し、追加資料の提出を求める場合がある。

※技術提案書等提出後、その内容が失格事由に該当すると判断した場合においては、その提案者を失格とする。

## 10 受託候補者の選定

### (1) 委員会の設置

提案書の審査、評価及び選定は丹波篠山市上下水道料金システムプロポーザル選定委

員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション並びにデモンストレーション及びヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）参加者の決定

選定委員会は、企画提案を求める者について書類審査をもとに選定する。選定結果については、各提案者に通知する。

(3) プレゼンテーション等の実施

選定委員会に参加が認められた者から技術提案が提出された後、参加者毎にプレゼンテーション等を実施する。

①日時場所

各参加業者へ書面により通知する。

②実施時間

プレゼンテーションとデモンストレーションあわせて50分 ヒアリング10分程度

③実施方式

ア 自由形式とするが、プレゼンテーション、デモンストレーションに必要な機材は参加者が用意すること。ただし、スクリーン（80インチ）とプロジェクター（HDMI不可、音声出力なし）は発注者で用意する。

イ 技術提案書等の提出時に添付していない資料等の新たな提出は認めない。ただしデモンストレーション用の簡易的な資料の配布は認める。

ウ 参加人数は3人以内とする。

④受託候補者選定方法

選定委員会は、別紙の評価基準に基づき各参加業者の技術提案書等の各項目について評価及び採点を行い、最も高い参加事業者を候補者として選定する。

⑤機能要求書の審査

機能要求書の回答に対して採点を行う。詳細は別添の評価基準書のとおり

⑥見積審査

見積の審査については、提出された見積書記載のシステム導入費用及び維持運用費用等についてそれぞれ一定の計算式に基づいて算出する。詳細は別添の評価基準書のとおり。

⑦失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類の作成について、不正な行為が認められた場合。

イ 提出期限を過ぎてから技術提案書等を提出した場合。

ウ 事業費を上回る見積をした場合。

エ その他実施要領等に違反すると認められた場合。

⑧選定結果通知

選定結果は、令和3年8月下旬から9月上旬に選定結果通知書にて通知する。

## 9 契約方法

- (1) 選定結果の通知後、選定された受託候補者と改めて見積書を徴するなどの契約交渉を行う。
- (2) 交渉の不調など受託候補者に契約を締結することができないやむを得ない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となっている参加事業者のうち、評価点の合計が上位であった者から順に契約の交渉を行うものとする。

## 10 情報公開

プロポーザル方式による候補者決定における公平性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報については、当市の規定に基づいて情報公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、企業秘密など、開示することが企業に不利益を与える恐れもあることから、原則、不開示とする。

- (1) 料金システム導入実績
- (2) 必要経費の詳細な見積根拠

上記以外の提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とするので、技術提案書等の内容で企業秘密のため不開示を希望する箇所については、脚注等でその箇所を特定の上、明記すること。

## 11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーション等に要する経費、その他本業務の受託候補者選定の参加に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 審査結果に対する異議は受け付けないものとする。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本提案協議以外に使用しない。ただし、受託業者（契約者）の提出書類を用い、導入システムについて協議を行う際は、この限りでない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。